

日本証券投資顧問業協会の自主規制の現状について

1. 主な自主規制ルール（別紙参照）

- ・ 広告、勧誘等に関する自主規制基準

（昭和 63 年 2 月 10 日 理事会決議）

- ・ 業務運営にあたり留意すべき基準について（通称 利益相反防止ルール）

（平成 3 年 2 月 27 日 理事会決議）

- ・ 業務執行体制に関する自主規制基準

（平成 12 年 6 月 16 日 理事会決議）

[投資一任会社の主体性確保等のための自主規制基準（通称 主体性確保ルール）（平成 4 年 2 月 26 日 投資一任部会幹事会決議）は、平成 12 年 6 月 16 日 理事会決議で廃止]

2. 自主規制ルール遵守チェック体制

（1）監査委員会……会長の諮問機関として、平成 4 年 4 月設置

監査委員会の審議事項（「監査委員会設置運営規則」）

- ・ 自主規制のための基準に違反し又は違反の疑いのある事案について、その調査の必要の有無及び当該調査結果に基づく改善指導等の対応策
- ・ 定款第 13 条第 1 項各号の 1 に該当し又は該当の疑いのある事案について、その調査の必要の有無及び当該調査結果に基づく改善指導等の対応策
（以下略）

会長の諮問内容（「会員の処分等に関する規則」）

- ・ 定款第 13 条第 1 項各号の 1 に該当すると思料される事案が発生し又はその事案を認知したときは、監査委員会に対して調査の必要の有無について諮ることができる。
- ・ 会長は、監査委員会に対し、事案の解明の結果を報告するとともに、必要と認めるときは処分（過怠金の徴収若しくは会員権の停止又は除名）等に関する意見を求めることができる。

定款第 13 条第 1 項

(3) その他本定款若しくは規則又は総会若しくは理事会の決議に違反したとき

(4) 投資一任部会員にあっては、投資一任部会の決議に違反したとき

（2）フォローアップ・アンケート

……利益相反防止ルール等の実施状況フォローアップのための投資一任会員に対するアンケート調査

- ・ 利益相反防止ルール等の遵守状況及び問題点を把握し、自主規制ルールの趣旨徹底を図ることを目的に実施。

以上